令和８年度　第４回　合同不動産公売案内

公　　売　　日　　令和９年２月３日（水）
公　売　会　場　　東八代合同庁舎３階大会議室

【入札について】

１　この公売は、山梨県総合県税事務所、公売実施市町村(以下「公売実施機関」という。)が、保有する公売物件を公売実施機関の定める手続きに従い、同じ公売会場で行うものです。

２　公売の手続等については、本冊子の「入札される方に」をご覧ください。

３　「公売公告兼見積価額公告（写）」及び「公売財産明細ファイル」は、各公売実施機関の公売事務を担当する部署（以下「公売担当部署」という。）及び山梨県総合県税事務所に備え付けてありますので、ご覧ください。
　また、各公売実施機関のホームページでも、明細の一部を案内しております。

４　入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況等を確認し、関係公簿を閲覧したうえで入札してください。

５　公売実施機関は、公売財産が不動産である場合、公売財産の引渡義務は負いません。公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などは、買受人が行うことになります。また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。公売実施機関は関与いたしません。

６　国税徴収法第９９条の２より、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ公売に参加することはできません。

７　公売実施機関は、公売財産について目的物の種類又は品質に関する不適合があっても担保責任を負いません。

８　権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等の権利移転及び危険負担の移転の時期は、農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。

９　入札日には次のものが必要となりますので、持参してください。

(1) 公売保証金・・・現金または銀行振り出し小切手（詳細は各公売実施機関に確認してください。）

(2) 印鑑・・・個人の場合は認印、法人の場合は代表者印、代理人が入札する場合は代理人の認印

(3) 収入印紙（営利法人又は個人の不動産業を営む方が入札する場合）・・・公売保証金返還時に２００円の収入印紙が必要となります（公売保証金が５０，０００円未満の場合は不要）。

(4) 陳述書・・・暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です（陳述書の添付書類については陳述書様式の注意事項を確認してください）。

(5) 委任状・・・代理人が入札する場合は委任状が必要です。

(6) 共同入札者持分内訳書・・・共同入札の場合のみ必要です。

(7) 買受適格証明書・・・農地に入札する場合のみ必要です。

10　公売公告後、公売を中止する場合がありますので、入札の際に再度各公売実施機関に確認してください。

11　公売保証金は、午後１時４５分までに納付してください。

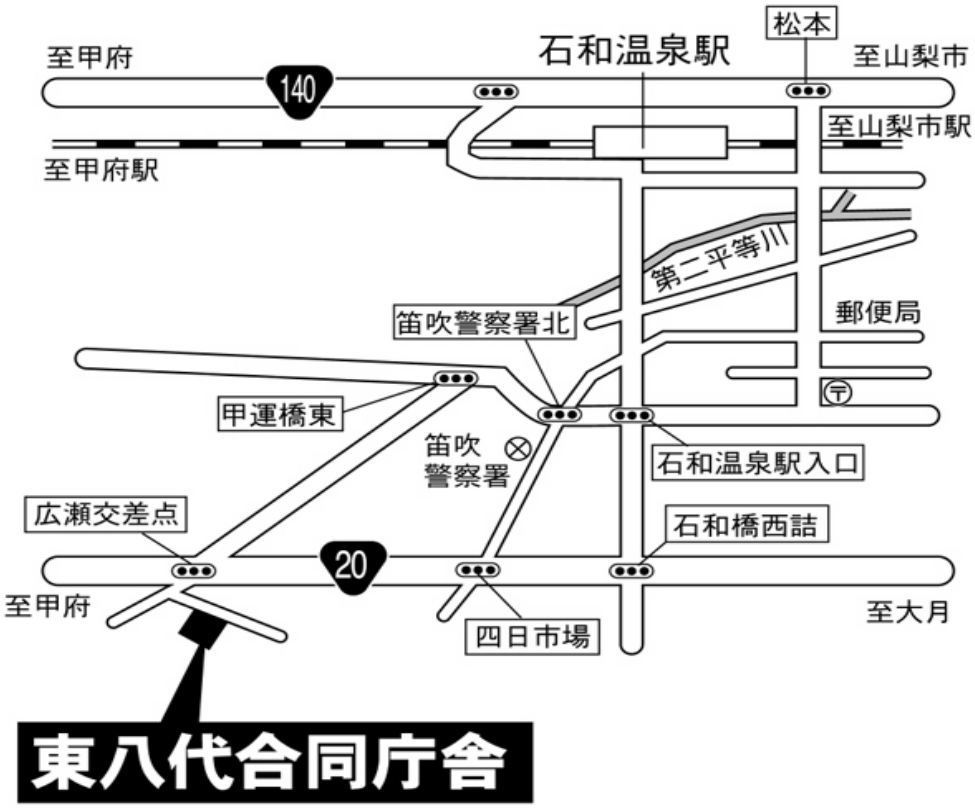
12　ご不明な点は、各公売物件の公売担当部署までお問い合わせください。

富士吉田市収税課収税担当　住所：富士吉田市下吉田６丁目１番１号　電話：0555-22-1111（内線 127）

公売の日時及び場所

公売の日時	入札時間	令和９年２月３日（水） 午後１時３０分～午後２時００分
	開札時間	令和９年２月３日（水） 午後２時０１分から
公売の場所及び開札の場所		東八代合同庁舎　大会議室（３Ｆ） 山梨県笛吹市石和町広瀬７８５
売却決定の日時		令和９年２月２４日（水） 午前１０時００分
売却決定の場所		売却区分番号１～２　　富士吉田市収税課
買受代金納付期限		令和９年２月２４日（水） 午後３時００分

公売会場案内図



公売日の入札手順

受　　付

（１３：００～ ）

暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の提出を確認します。

↓

公売保証金の納付

（１３：００～１３：４５）

委任状・買受適格証明書も併せて提出してください。（該当者のみ）

↓

入札書等の交付

（１３：００～ ）

保証金現金領収書（各公売実施機関により名称が異なります。）、入札書を交付します。

↓

入　　札

（１３：３０～１４：００）

記載事項に誤りがないか、入札前によく確認してください。

↓

開　　札

（１４：０１）

↓

最高価申込者等の決定

（１４：１０頃～ ）

↓

公　売　終　了

（１４：３０頃）

落札に至らなかった方には、公売保証金を返還いたします。

入札される方に

1　入　札

(1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記制度のある財産については、関係公簿等を閲覧したうえで入札してください。

(2) 入札者は、公売会場でお渡しする所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。

(3) 入札書には文字を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな入札書を使用してください。特に、入札価額を訂正したものは、無効として取扱います。

(4) 同一の方が同一の売却区分番号に、２枚以上の入札書を提出することはできません。この場合は、その全てを無効とします。

(5) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しはできません。

(6) 入札書の入札者住（居）所、氏名又は名称欄は、個人の場合は住民登録のとおりに記載し、法人にあっては商業登記簿上の本店所在地、商号を記載してください。偽り又は誤った名義で入札した場合の公売保証金は、返還できないことがあります。

(7) 入札にあたっては、暴力団員等に該当しないこと等の別途指定する陳述書を提出する必要があります。陳述書の添付書類については陳述書様式の注意事項を確認してください。

(8) 代理人が入札する場合には、代理権限を証明する委任状を、公売保証金納付の際に提出してください。次の場合にも、委任状が必要です。

ア　代表権限を有しない者が、法人名で入札する場合

イ　共同入札の場合
　入札書をお持ちになる方への、他の共同入札者からの代理権限を証明する委任状が必要です。

(9) 共同入札をする方は、入札書にその旨を明記し、共同入札者各人の住（居）所、氏名又は名称を裏面に連署・押印してください。また、各人の持分について「共同入札者持分内訳書」を提出してください。

(10) 滞納者のほか次の要件に該当する者は、入札又は公売への参加が制限され、公売財産を買い受けることはできません。

ア　買受人の制限（国税徴収法第９２条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第１０８条第１項）により公売への参加を制限される者

イ　公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者

ウ　暴力団員等（国税徴収法第９９条の２）、自己の計算において入札をさせようとする者が暴力団員等である者

(11) 農地（田・畑）に該当する物件に入札する方は、「買受適格証明書」を公売保証金納付の際に提出してください。お持ちでない方は、入札できません。

２　公売保証金の納付（※公売保証金の提供を要する物件のみ）

(1) 公売に参加するためには、公売保証金の納付が必要です。公売保証金を納付した後でなければ、入札できません。

(2) 公売保証金は、現金または銀行振り出し小切手で納付してください。小切手での納付の取り扱いについては、各公売実施機関にて異なりますので、事前に必ずご確認ください。

(3) 公売保証金の金額は、公売財産（売却区分番号）ごとに定めてあります。

(4) 公売保証金は、公売会場の公売保証金納付窓口に備え付けてある各公売実施機関が指定する様式により納付してください。記入方法は、窓口でご説明します。公売保証金の納付と引き替えに、領収印(出納員印等)を押印した公売保証金領収書（各公売実施機関により名称が異なります。）をお渡しします。公売保証金領収書は再発行しませんので、紛失しないようくれぐれもご注意ください。

３　開札の方法

入札書の開札は、入札者の立会いのもと行います。
ただし、入札者又は代理人が開札の場所にいないとき又は立ち会わないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

４　最高価申込者の決定

(1) 公売財産の売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。
なお、開札の結果、最高価申込者となるべき者が２人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

(2) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上でなければなりません。

(3) 追加入札をするべき者が入札をしなかった場合又は追加入札価額が当初の入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後２年間公売場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

5　再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は再度入札することがあります。

6　次順位買受申込者の決定

(1) 売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価申込者に次ぐ入札者から買受けの申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者として決定します。
　ただし、その入札価額は最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上で、かつ、見積価額以上でなければなりません。
　なお、次順位買受申込者が２人以上いる場合は、くじで決定します。
※公売保証金の提供を要しない物件については、最高の価額の入札者が２人以上あり、くじで最高価申込者を定めた場合に限り次順位買受申込者制度が適用されます。

(2) 次順位買受申込者は、法令の規定により滞納処分の続行の中止がされた場合以外は、買受申込み等の取消はできません。

7　公売保証金の返還

(1) 落札等に至らなかった方（最高価申込者と次順位買受申込者以外の方）の公売保証金は、入札終了の告知後に、公売会場の公売保証金納付窓口で返還します。

(2) 公売保証金の返還を受けられる方は、公売保証金領収書に住所・氏名を記載のうえ押印し、公売保証金納付窓口に提出してください。
　なお、返還を受けられる方が営業者（営利法人又は個人の不動産業を営む方）である場合は、収入印紙（２００円）の貼付が必要です（公売保証金が５０，０００円未満の場合は不要）。
　また、公売保証金領収書を紛失しますと、公売保証金の返還が受けられませんので、くれぐれもご注意ください。

(3) 次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。
　返還方法については、別途ご説明いたします。

8　売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。
なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第１１３条第２項各号に掲げる日に行います。

９　消費税について

(1) 公売財産一覧表の「課税区分」欄に記載されている内容は次のとおりです。
イ　「課税財産」…消費税法別表第一（第６条関係）に掲げる財産以外の財産
ロ　「非課税財産」…消費税法別表第一（第６条関係）に掲げる財産
ハ　「混在財産」…「課税財産」と「非課税財産」の双方を含む財産

(2) 売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行います。

１０　次順位買受申込者への売却決定

次順位買受申込者は、最高価申込者が国税徴収法第１０８条第２項に規定する処分を受けた場合、買受代金納付期限までに買受代金を納付しないため売却決定を取り消された場合及び買受け申込等の取消があった場合に、最高価申込者に代わって売却決定を行います。

１１　買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した買受代金納付期限までに、各公売実施機関等の公売担当部署でお渡しする納付書を使用して、買受代金（ただし既に納付した公売保証金を差し引いた額）の全額を納付してください。
納付方法は、「現金」または「小切手」（金融機関振出・金融機関の支払保証等の要件があります。）とします。詳しくは、買受人となられた方に説明いたします。

１２　権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用（所有権移転登記の登録免許税、必要書類の取得手数料、登記関係書類の郵送料等）は、買受人の負担となります。

１３　権利移転の手続

買受人は、各公売実施機関の長に対して、「所有権移転登記請求書」に必要書類を添えて代金納付の日までに提出してください。
なお、公売財産が農地等である場合には、都道府県知事等が発行する権利移転の許可書又は届出受理書が必要です。
※　公売日から所有権移転の登記手続完了まで１ヶ月程度の期間を要します。

１４　売却決定の取消

次の場合は、その売却決定を取り消します。

(1) 公売の起因となった税について、買受人が買受代金を納付する前に完納の事実が証明されたとき。

(2) 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき。

(3) 国税徴収法第１０８条第２項の規定に該当し、最高価申込者の決定を取り消したとき。

１５　公売保証金の帰属

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売にかかる県税又は市町村税に充当され、なお残余があるときは、これを滞納者へ交付します。

また、国税徴収法第１０８条第２項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、その公売物件の執行機関である山梨県又は市町村（以下「山梨県等」という。）に帰属します。

１６　買受申込みの取消

買受代金の納付期限前に、滞納者等から不服申立て等があったとき、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、その不服申立て等による滞納処分の続行の停止がされている間は、入札又は買受申込みを取り消すことができます。

１７　そ　の　他

(1) 危険負担の移転時期

ア　一般の場合
買受代金を納付したとき。

イ　農地の場合
都道府県知事等の許可等を受けたとき。

以後に生じた公売財産の毀損、焼失等による損害は買受人が負担することになります。

(2) 権利移転の時期

ア　一般の場合
買受代金を納付したとき。

イ　農地の場合
都道府県知事等の許可等を受けたとき。

(3) 山梨県等は目的物の種類または品質に関する不適合がある場合、その担保責任を負いません。

(4) 山梨県等は、公売財産の引渡しの義務を負いません。例えば、建物に居住者がいる等のいわゆる占有者のある不動産について、引渡しを受けるのは、買受人が行うことになります。

陳　述　書　（個人用）

殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

□　私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

□　**私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等及び随意契約による買い受けをする者ではありません。**

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　**自己の計算において私に入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。**
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		陳述書作成日	令和　　年　　月　　日
入札者（買受申込者） 住所	〒　　－ 電話番号　　（　　）		
(フリガナ)			
氏名			
生年月日	□ 大正　□ 平成 □ 昭和　□ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　□ 女性

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等及び随意契約による買い受けを行う**財産（区分番号）ごとに作成し、入札等及び随意契約による買い受けまでに提出**してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等及び随意契約による買い受けが無効となりますので、正確に記載してください。

2　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

3　共同で入札等及び随意契約による買い受けを行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

4　**提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**

5　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

6　自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

7　**虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります**（国税徴収法第189条）。

陳　述　書（法人用）

殿

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

□　当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

□　当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等及び随意契約による買い受けをする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　自己の計算において当法人に入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		陳述書作成日	令和　　年　　月　　日
入札者（買受申込者）	法人所在地	〒　　－ 電話番号　　（　　）	
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		
	法人名称		
	代表者氏名		
	役　員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等及び随意契約による買い受けを行う**財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等及び随意契約による買い受けまでに提出してください。**
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等及び随意契約による買い受けが無効となりますので、正確に記載してください。

2　**陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。**

3　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

4　共同で入札等及び随意契約による買い受けを行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

5　**提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**

6　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

7　自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

8　**虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります**（国税徴収法第189条）。

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
2	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
3	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
4	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
5	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性

【注意事項】

1　入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。**提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等及び随意契約による買い受けが無効となりますので、正確に記載してください。**

2　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

3　**役員全員(代表者を含む。)を記載してください。**役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。

4　**提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。**

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒　　－		
	(フリガナ)			
	氏　名			
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　□ 女性
□ 法人	法人所在地	〒　　－		
	(フリガナ)			
	法人名称			
	役　員	別紙「自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

1　自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等及び随意契約による買い受けが無効となりますので、正確に記載してください。

2　自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者が**法人**である場合は、**別紙「自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。**

3　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

4　**提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。**

5　入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

（別紙）

自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者（法人）の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
2	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
3	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
4	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
5	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性

【注意事項】

1　自己の計算において入札等及び随意契約による買い受けをさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等及び随意契約による買い受けが無効となりますので、正確に記載してください。

2　字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。

3　**役員全員（代表者を含む。）を記載してください。**役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。

4　**提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**

【参　考】

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

殿

委任者　住所
氏名又は名称　　印

電話番号

私は、次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

受 任 者　住所
（代理人）　　受任者印
氏名　　（入札書使用印）

電話番号

委任事項

令和　　年　　月　　日の公売（売却区分番号　　）に関する次の事項

１　公売保証金の納付の権限

２　入札書の提出の権限

３　公売保証金の返還に係る受領の権限

４　上記１から３までに付帯する一切の権限

注　ア　委任状に使用する印鑑は、個人の場合は認印、法人の場合は代表者印です。
　　イ　入札書には、必ず上記の受任者印（入札書使用印）の印鑑を押印してください。
　　ウ　委任者が法人の場合は、氏名又は名称欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

【参　考】

記入例

委　　任　　状

作成日を記入

令和　　年　　月　　日

公売実施機関の長

山梨県総合県税事務所長
○○（市・町・村）長　　殿

委任者

委任者印

印

委任者　住所
氏名又は名称

電話番号

私は、次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

代理人

受 任 者　住所
（代理人）

氏名

電話番号

受任者印
（入札書使用印）

代理人印

委任事項

公売実施日

令和　　年　　月　　日の公売（売却区分番号　　）に関する次の事項

入札する物件の番号

1　公売保証金の納付の権限

2　入札書の提出の権限

3　公売保証金の返還に係る受領の権限

4　上記１から３までに付帯する一切の権限

注　ア　委任状に使用する印鑑は、個人の場合は認印、法人の場合は代表者印です。
　　イ　入札書には、必ず上記の受任者印（入札書使用印）の印鑑を押印してください。
　　ウ　委任者が法人の場合は、氏名又は名称欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。

【参　考】

共 同 入 札 者 持 分 内 訳 書

売却区分番号	

整理番号	住　　所　・　氏　　名	持　　分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

公売財産一覧表

入札日　令和9年2月3日（水）

売却区分番号	財産の種類	課税区分	財産の所在地	見積価額（円） 公売保証金（円）	公売実施機関
1	田	非課税財産	富士吉田市上暮地字姫居地　4927番1	348,000 40,000	富士吉田市
2	田	非課税財産	富士吉田市上暮地字姫居地　4927番4　他1筆	1,067,000 110,000	富士吉田市

※売却区分番号1～2の入札に参加する方は、農地買受適格証明書の提出が必要です。

※「見取図」は、公図等により作成されており、現況と異なる場合があります。

※お問い合わせは、下記の公売担当部署へお願いします。

公売実施機関	お問い合わせ先		
	公売担当部署	電　話	内線
富士吉田市	収税課	0555-22-1111	127